

全建労発第 14号
令和4年5月24日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥村 太加典
〔 公 印 省 略 〕

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（一部改正）

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。本会の活動につきましては日頃から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について厚生労働省では、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」（平成26年5月30日付け基安労発0530第1号、基安化発0530第1号（以下「平成26年5月30日付け鉛通知」））及び、「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」（令和2年8月17日付け基安化発0817第1号（以下「令和2年8月17日付け剥離剤通知」））により通知を行っておりますが、この度、2つの通知で示される内容を参照しやすいよう、「平成26年5月30日付け鉛通知」に含まれている健康障害防止対策の内容を「令和2年8月17日付け剥離剤通知」に盛り込み、別添のとおり改正した旨、通知がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様に周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

（担当：労働部 吉田）

基安化発0518第1号
令和4年5月18日

関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長
(公印省略)

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（一部改正）

鉛等有害物を含有する塗膜の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止については、平成26年5月30日付け基安労発0530第1号、基安化発0530第1号「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」（以下「平成26年5月30日付け鉛通知」という。）により示し、同じく、剥離剤等を使用した塗膜の剥離やかき落とし作業における粉じんや化学物質による労働者の健康障害防止を令和2年8月17日付け基安化発0817第1号「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」（以下「令和2年8月17日付け剥離剤通知」という。）により示しているところですが、今般、塗膜の剥離やかき落とし作業における作業現場でのばく露防止対策の実施に当たって二つの通知で示される内容を参照しやすいよう、「平成26年5月30日付け鉛通知」に含まれている健康障害防止対策の内容を「令和2年8月17日付け剥離剤通知」に盛り込み、別添のとおり改正しましたので、貴団体におかれましては、傘下の会員事業場等に対して周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

基安化発0817第1号
令和2年8月17日
一部改正 基安化発1019第1号
令和2年10月19日
一部改正 基安化発0705第1号
令和3年7月5日
一部改正 基安化発1222第2号
令和3年12月22日
一部改正 基安化発0518第1号
令和4年5月18日

関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長
(公印省略)

剥離剤を使用した塗膜の剥離作業における労働災害防止について

日頃から安全衛生行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、橋梁等の塗料を剥がす作業や石綿を含有する建築用仕上塗材を除去する作業において、様々な剥離剤が使用されていますが、剥離剤に含まれる化学物質への引火による火災や、吸入による中毒事案が頻発している状況にあり、原因物質の中には、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）などの法令（以下「特化則等」という。）による規制の対象となっている物質以外の物質も含まれています。

このため、剥離剤を使用する作業において発生した労働災害の事例、剥離剤に含まれる化学物質の危険有害性、剥離剤を使用する作業において講ずべき措置などについて、下記のとおりまとめましたので、貴団体におかれましては、下記の事項を傘下の会員事業場等に対して周知いただきますとともに、法令で規制されているか否かにかかわらず、化学物質の危険有害性を踏まえた適正な使用について注意喚起をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、ベンジルアルコールは令和3年1月1日からラベル表示・SDS（安全データシート。化学物質の危険有害性、取扱い上の注意などが記載された文書。）交付及びリスクアセスメントの実施の対象となっていることにご留意ください。

また、周知用のパンフレットも同封いたしますので、周知にあたりご活用下さい。

記

- 1 鉛中毒予防規則第40条第1号により、含鉛塗料のかき落とし業務は「著しく困難な場合を除き、湿式によること。」と規定されていることに留意すること。なお、「著しく困難な場合」とは、昭和42年3月31日付け基発第442号「鉛中毒予防規則の施行について」に示すとおり「サンドブラスト工法を用いる場合又は塗布面が鉄製であり、湿らせることにより錆の発生がある場合等をいうこと。」の他、剥離剤を吹き付けること等により労働者が高濃度に剥離剤にばく露するおそれがある場合も含むこと。
- 2 塗膜の剥離やかき落とし作業における労働災害防止については、厚生労働省ホームページに掲載する最新の「剥離剤等の製剤を用いて塗膜を湿潤な状態にした後、剥離等作業を行う場合において注意していただきたい事項」、「剥離剤等を用いず乾式により剥離等作業を行う場合において注意していただきたい事項」を参照すること。

<厚生労働省ホームページの掲載場所>

厚生労働省ホームページ（トップページ）>政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>労働基準>安全・衛生>職場における化学物質対策について>個別分野の化学物質対策について

中の「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000149924.html>